

2017年（平成29年）9月27日

経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ  
商取引監督課 割賦販売法担当 御中

「割賦販売法施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見

【氏 名】 適格消費者団体 特定非営利法人消費者支援機構福岡  
理事長 朝見 行弘

【住 所】 〒812-0011 福岡市博多区博多駅前1丁目5番1号  
博多大博通ビルディング8階

【電 話番号】 092-432-2330

【FAX 番号】 092-432-2340

【メールアドレス】 info@cso-fukuoka.net

【意 見】 次頁以下のとおり

【意見の対象】

「①前払式特定取引業者等」について

【意見の内容】

- (1) 省令第124条第3項第6号を改正し、改善命令の対象となる場合につき、「代理店」に加え、「業務の委託先」に対する指導が十分でないときを加えることに賛成である。
- (2) 省令第123条第2号の一覧表10につき、「前払式特定取引契約約款の交付及び再交付に関する事」を追加したことには賛成である。
- (3) 省令第123条第2項一覧表8の「契約の解除に伴う損害賠償等の額」につき、解約金（損害賠償の額の予定）に上限となる基準を規定することが必要である。

【意見の理由】

- (1) 冠婚葬祭互助会業界においては、代理店契約ではなく、個々の勧誘員との間において互助会への加入の勧誘を委託する旨の契約を締結することが広く行われているが、その実態は、実質的に従業員と異なることなく、顧客が入会契約を中途解約した場合において、顧客からの高額な解約金に加え、勧誘員からも違約金が徴収されるなどのきわめて不適切なものであり、これらの不当な契約関係についても業務改善命令の対象とすることが期待できる。
- (2) 前払式特定取引契約約款の交付は当然であり、「前払式特定取引契約約款を交付する場合」における約款の交付及び再交付のみならず、約款の交付そのものを義務化すべきである。
- (3) 省令第123条第2項一覧表8の「契約の解除に伴う損害賠償等の額」は、「契約の締結及び履行のために通常要する費用の額を控除した額の金銭を払い戻す旨」が定められていることを求めている。冠婚葬祭互助会契約の中途解約については、その高額な解約金をめぐって、消費者契約法第9条第1号に定める「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超える部分につき無効であるとする訴訟が多く提起されているが、高等裁判所段階において「平均的な損害」に対する解釈が分かれ、最高裁判所による判断は示されていない。

冠婚葬祭互助会が中途解約された場合において、冠婚葬祭互助会事業者は、未だ役務提供を行っておらず、その未履行債務につき履行義務を免れることから、その損害は、契約を解除した当該会員の勧誘及び管理にあたって支出された費用（信頼利益）に限られるべきものというべきである。しかし、冠婚葬祭互助会事業者は、当該契約の履行利益を含むものとして解約金を定めており、裁判例においても、互助会契約の性質にもとづき、会員募集のための人件費等を「平均的な損害」に含むものとするのがみられる（福岡高判平成27年11月5日判時2209号106頁）。

いわゆる互助会制度については、その当初においては、まさに互助的性格を有するものであり、会員契約の解除によって制度そのものに対する損害を觀念することができるものであったかもしれないが、現在においては、前払式取引によって将来の契約者を会員として囲い込むものにすぎず、冠婚葬祭互助会事業者は、役務提供までの資金運用によって莫大な利益を得ている。

契約解除後に履行期が到来する役務等の逸失利益にが消費者契約法第9条第1号にいう「平均的な損害」に含まれないことについては、同法においてこれを規定すべきものであるが、冠婚葬祭互助会事業者については、特に消費者トラブルも多いことから、前払式特定取引として、特に解約金の上限を規定すべきことを検討すべきものと考えられる。

**【意見の対象】**

「②クレジットカード番号等」について

**【意見の内容】**

割賦販売法第 35 条の 17 の 8 に定めるカード番号取扱契約締結事業者の加盟店調査義務を具体化するものとして、加盟店契約締結時の調査義務（改正省令案第 133 条の 5、第 133 条の 6）及び定期的調査（改正省令案第 133 条の 7）、利用者の苦情又は漏えい事故等の発生時における調査（改正省令案第 133 条の 8）を定めることに賛成である。

**【意見の理由】**

カード番号取扱契約締結事業者の加盟店調査義務は、悪質な加盟店を排除することに役立つことが期待される。

ただし、定期的調査につき、「適切な頻度」（改正省令案第 133 条の 7 第 1 号）の基準が不明確であり、実効性のある頻度における定期的な調査がなされるべきである。

【意見の対象】

「④支払可能見込額調査」について

【意見の内容】

- (1) 「特定配偶者」の定義につき、「年収 103 万円以下の者」という制限を撤廃し、その範囲を「主として配偶者の収入により生計を維持している者」から「主として配偶者（中略）の収入又はその収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者」に拡大したうえ、特定配偶者に対する与信調査において、他方配偶者の同意なく、申込人と他方配偶者の年収を合算できるとすること（改正省令案第 40 条）には反対である。
- (2) 改正省令第 40 条第 2 項が、年収可能見込額の調査における調査方法として、「申告又は適切な方法」と定めていることには反対である。

【意見の理由】

- (1) 改正省令第 40 条の規定は、事実婚を含むすべての夫婦について、夫婦の年収を合算したうえで与信調査を行うことになり、申込人個人についての与信調査という原則を逸脱するものであって容認できない。
- (2) 現行規定においては、申込人の年収につき、自己申告によるものとし、「申告を受けることができない場合にあっては、当該特定配偶者から申告を受けたその配偶者の年齢、勤務先等の情報による年収の合理的な推定」（現行省令第 40 条第 2 項）によるものとされている。これに対し、改正省令第 40 条第 2 項は、「申告又は適切な方法」と定めるにとどまっており、「適切な方法」が無限定であることから、事業者の裁量的あるいは恣意的な判断によって年収が推認される懸念を否定できない。

【意見の対象】

「⑤苦情処理」について

【意見の内容】

割賦販売法第 30 条の 5 の 2 の定める包括信用購入あっせん業者にかかる苦情の適切処理義務の具体的手順につき、苦情情報をアクワイヤラー等(包括信用購入あっせん関係販売業者、包括信用購入あっせん関係役務提供事業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者)に通知し、アクワイヤラー等に加盟店調査を行わせるものとしたことに賛成である。

【意見の理由】

加盟店契約を締結したアクワイヤラーに加盟店調査を行わせることは合理的であり、これを前提としてイシューア（包括信用購入あっせん業者）に苦情情報の通知義務を課すものとしたことは妥当である。

しかし、イシューアは、苦情情報をアクワイヤラーに通知したことのみをもって苦情適切処理義務（法第 30 条の 5 の 2）を尽くしたものであるということとはできず、アクワイヤラー等が適切な調査及び措置を講じない場合、イシューアに対し速やかに回答しない場合などにおいては、アクワイヤラーに適切かつ迅速な回答・調査・措置を講じるよう促すこともイシューアの苦情適切処理義務の内容となることを明記すべきである。